

派遣先所属 福島県相双農林事務所 農村整備部
氏 名 町田 昌司 (まちだ まさし)
派遣期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

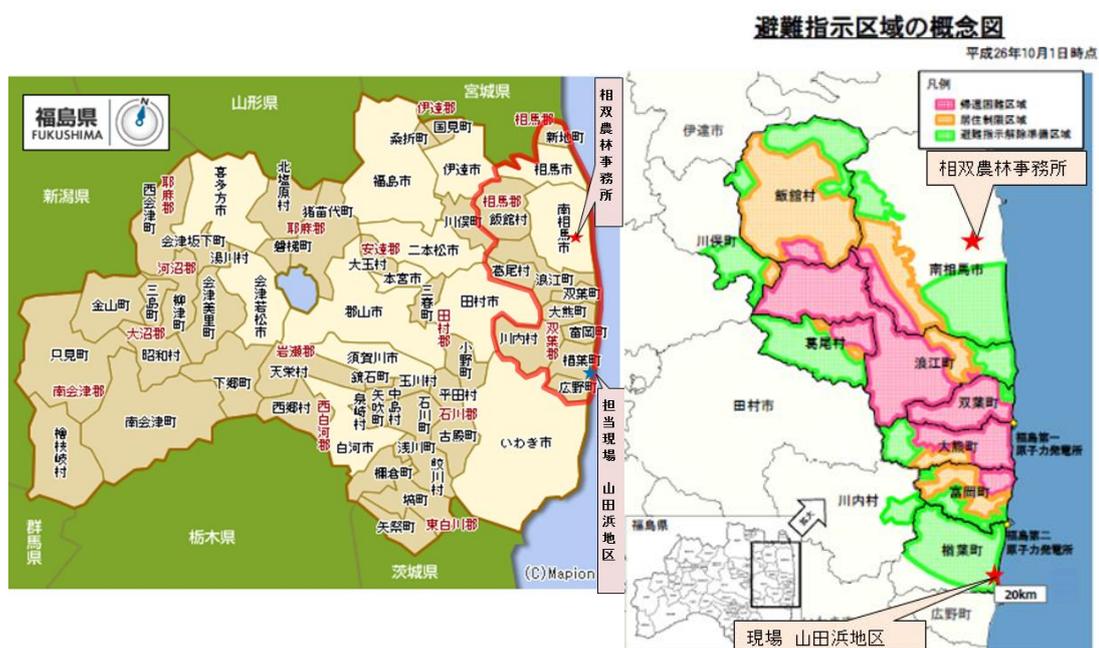
1 派遣業務の内容、現況

派遣先の相双農林事務所 農村整備部では、2市7町3村を管内とし、通常業務に加えて、今回の東北地方太平洋沖地震津波により農地・農業用施設及び海岸保全施設等の復旧・復興に関する業務を行っています。

津波により農地への浸水・表土流出・ガレキの堆積及び海岸保全施設等の堤防が破堤・決壊、消波工や離岸堤のブロックの沈下・飛散、低平地の湛水被害を防ぐための排水機場（ポンプ場）が破損や水没、地震による農業用ダム・ため池などの被害がありました。

相双農林事務所管内の県営災害としては、農地で8箇所、農業用施設で43箇所、海岸保全施設で30箇所の合計81箇所となっています。

現在、福島県職員と『福耕支援隊』と称している全国11道県からの農業土木派遣職員、総勢100名近い職員が一丸となって早期の復旧・復興を目指しています。



福島県の海岸は、太平洋に面した新地町からいわき市に至る全延長162kmあります。その中の農地等を守る海岸保全施設（堤防等）では、新地町から広野町までの区間全体で20海岸・約20kmのうち14.5kmが被災し、7箇所で堤防が決壊しました。農地海岸復旧の基本的な考え方については、「福島県海岸における津波対策検討会」を設置し、設計対象とする津波は、比較的発生頻度の高い、明治三陸タイプ地震津波や宮城県沖の地震津波等を想定して、設計津波及び高潮・波浪に対する安全性を踏まえた高さとしています。

震災前の堤防高は海拔6.2mであったが、新地町から大熊町までの海岸の相双北部ゾーン及びいわき市のいわきゾーンについては、海拔7.2mの計画堤防高としている。

また、富岡町から広野町までの海岸の相双南部ゾーンについては、地形的理由により、三陸沖からの高い反射波が到達しやすい位置にあり、防波堤や岩礁が多く、構造物の影響により津波高がさらに高くなる現象が起きやすいと考えられることから、海拔8.7mの計画堤防高にしている。

担当業務は農地や農村を津波等から守るため、海岸保全施設の堤防等を復旧する事業で、主に山田浜地区を担当し、工事の設計・監督業務を行っています。

具体的には原発から20km圏内で、双葉郡雫葉町山田浜海岸の、直立堤防工が崩壊し農地等に甚大な被害を及ぼしたため、背後にある下水処理場及び関連施設等の状況を考慮し、堤防の位置を沖へ11m出し、既存堤防工高より2.5m高い、海拔8.7mの直立堤防工を新設するものです。



現在の状況は、仮設消波ブロックの設置と仮設鋼矢板打設等で、本体堤防工設置の準備段階であり、現場が海の中での作業であるため、気象条件等に左右され困難を来しています。



仮設消波ブロック設置



仮設鋼矢板打設状況

2 復旧・復興状況や被災地での見聞・感想

特に農地の復旧は津波による浸水で除塩作業やガレキの撤去などがあり、他の事業より若干の遅れはあるものの、着実に復旧している実感はあります。しかし、原発 20 km 圏内では除染もあり、住民が全員避難していることもあって、本格的な復旧・復興はこれからです。

また、今回の派遣では重要な立場の担当であり、福島県職員と変わらない扱いをして頂き感謝すると共に、早期の復旧・復興へ貢献できるよう努めて行きたいと思えます。

海岸保全施設
堤防工
「北海老地区」



被災時



現時点の状況



被災時

農業用施設
「松川浦」



完了